

主任技術者制度の解釈及び運用（内規）（20210208保局第2号）の一部を改正する案
新旧対照表

改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。
改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。
改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正案	現行
<p>1. 法第43条第1項の選任については、次のとおり解釈する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 一般送配電事業を営む者が設置する一般送配電事業の用に供する発電設備については、一般送配電事業者又は発電事業者（当該設備を発電事業の用に供する場合であって、当該発電事業者が法第38条第3項第5号に掲げる<u>発電事業を営む者</u>である場合に限る。）として主任技術者を選任しなければならない。この場合において、法第42条に基づく保安規程についても同様に取扱う。</p> <p><u>(6) 配電事業を営む者が設置する配電事業の用に供する発電設備については、配電事業者又は発電事業者（当該設備を発電事業の用に供する場合であって、当該発電事業者が法第38条第3項第5号に掲げる発電事業を営む者である場合に限る。）として主任技術者を選任しなければならない。この場合において、法第42条に基づく保安規程についても同様に取扱う。</u></p> <p><u>(7) 一般電気事業者が、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号。以下(7)において「改正法」という。）の施行後に一般送配電事業の用に供する電気工作物及び発電事業の用に供する電気工作物について、改正法の施行前に一の主任技術者を選任し、一体として工事、維持及び運用を行っている場合であって、改正法の施行後も引き続き、一般送配電事業者及び発電事業者が一体として当該電気工作物の工事、維持及び運用を行う場合にあつては、一般送配電事業者及び発電事業者として当該一の主任技術者を選任しているものとみなす。この場合において、一般電気事業者が、</u></p>	<p>1. 法第43条第1項の選任については、次のとおり解釈する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 一般送配電事業を営む者が設置する一般送配電事業の用に供する発電設備については、一般送配電事業者又は発電事業者（当該設備を発電事業の用に供する場合であって、当該発電事業者が法第38条第3項第4号の<u>発電事業者</u>である場合に限る。）として主任技術者を選任しなければならない。この場合において、法第42条に基づく保安規程についても同様に取扱う。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(6) 一般電気事業者が、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号。以下(6)において「改正法」という。）の施行後に一般送配電事業の用に供する電気工作物及び発電事業の用に供する電気工作物について、改正法の施行前に一の主任技術者を選任し、一体として工事、維持及び運用を行っている場合であって、改正法の施行後も引き続き、一般送配電事業者及び発電事業者が一体として当該電気工作物の工事、維持及び運用を行う場合にあつては、一般送配電事業者及び発電事業者として当該一の主任技術者を選任しているものとみなす。この場合において、一般電気事業者が、</u></p>

<p>それぞれ別の法人としての一般送配電事業者及び発電事業者に改組する場合 にあつては、両事業者の連名による主任技術者の選任の届出を行うこととす る。</p> <p>なお、法第42条に基づく保安規程についても同様に扱うこととし、 別の法人として改組する場合にあつては、両事業者の責任分担を明確化した 上で、保安規程を定め、届出を行うこととする。</p>	<p>それぞれ別の法人としての一般送配電事業者及び発電事業者に改組する場合 にあつては、両事業者の連名による主任技術者の選任の届出を行うこととす る。</p> <p>なお、法第42条に基づく保安規程についても同様に扱うこととし、 別の法人として改組する場合にあつては、両事業者の責任分担を明確化した 上で、保安規程を定め、届出を行うこととする。</p>
<p>3. 規則第52条第1項の表第6号に掲げる事業場等について行う主任技術者の選 任は、次のとおり解釈する。</p> <p><u>(直接統括する事業場の電気主任技術者の選任)</u></p> <p>(1) 発電所、変電所、需要設備又は送電線路若しくは配電線路を管理する事業 場（以下3.において「被統括事業場」という。）を直接統括する事業場 （以下3.において「統括事業場」という。）のうち、自家用電気工作物で あつて電圧170,000ボルト未満で<u>連系等をするもの</u>への電気主任技術 者の選任は、次に掲げる要件の全てに適合する場合に行うものとする。</p> <p>なお、被統括事業場について、<u>その数</u>が7以上（発電所と同一設置者が設 置する送電線路又は変電所を介して電力系統に接続し、<u>これらの</u>電気工作物 を一体として運用する事業場等は1とみなすことができる。このうち、風力 発電所については、<u>複数の</u>発電機を一体として運用する<u>発電所</u>は1とみなす ことができる。）となる場合は、保安管理業務の遂行上支障となる場合が多 いと考えられるので、特に慎重を期することとする。</p> <p>① (略)</p> <p>イ 設置者又はその役員若しくは従業員（以下3.において「設置者等」と いう。）の中から、<u>統括事業場において被統括事業場の保安管理業務を指 揮する電気主任技術者（以下（1）において「統括電気主任技術者」とい う。）を選任していること。</u></p> <p>ロ (略)</p>	<p>3. 規則第52条第1項の表第6号に掲げる事業場等について行う主任技術者の選 任は、次のとおり解釈する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(1) 発電所、変電所、需要設備又は送電線路若しくは配電線路を管理する事業 場（以下3.において「被統括事業場」という。）を直接統括する事業場 （以下3.において「統括事業場」という。）のうち、自家用電気工作物で あつて電圧170,000ボルト未満で<u>連系等する風力発電所、太陽電池発 電所、水力発電所又はこれらを系統に連系するための設備</u>への電気主任技術 者の選任は、次に掲げる要件の全てに適合する場合に行うものとする。</p> <p>なお、被統括事業場について、<u>発電所</u>の数7以上（発電所と同一設置者 が設置する送電線路及び変電所を介して電力系統に接続し、<u>それら</u>の電気工 作物を一体として運用する事業場等は1とみなすことができる。このうち、 風力発電所について複数の発電機を一体として運用する<u>事業場等</u>は1とみな すことができる。）となる場合は、保安管理業務の遂行上支障となる場合が 多いと考えられるので、特に慎重を期することとする。</p> <p>① (略)</p> <p>イ 設置者又はその役員若しくは従業員（以下3.において「設置者等」と いう。）の中から、<u>被統括事業場の規模に応じた知識及び保安経験を有す る者を、統括事業場に確保していること。</u></p> <p>ロ (略)</p>

ハ 統括事業場は、被統括事業場について次の(イ)又は(ロ)による監視を行い、異常が生じた場合に保安組織に通報する体制を確保していること

。

(削る)

(イ) 被統括事業場が電気設備の技術基準の解釈(20130215商局第4号)第47条第1項若しくは第47条の2第1項に規定する発電所又は第48条第1項に規定する変電所である場合においては、その種類に応じ、統括事業場を制御所(被統括事業場が変電所である場合には、変電制御所)とみなして、電気設備の技術基準の解釈第47条、第47条の2又は第48条の規定を適用したものであること。

(ロ) 被統括事業場が当該需要設備又はこれと同一の構内において常時監視をしない需要設備である場合においては、電気設備の技術基準の解釈第48条第3号(ト及びチを除く。)の規定を準用したものであること。この場合において、「監視制御方式に応じ48-2表に規定する場所等」とあるのは「統括事業場」と、「全屋外式変電所以外の変電所にあつては、火災」とあるのは「火災」と読み替えるものとする。

ニ 保安組織が通報を受けた場合において、事態の緊急性により必要と認めるときは、速やかに統括電気主任技術者に通報できる体制を確保していること。

ホ・ヘ (略)

② (略)

③ 被統括事業場は、次に掲げる要件の全てに該当する場合を除き、統括事業場から2時間以内に到達できるところにあること。

イ 被統括事業場の保安管理業務を専ら担当する技術者(以下この③におい

ハ 統括事業場は、被統括事業場を遠隔監視装置等により常時監視を行い、異常が生じた場合に保安組織に通報する体制を確保していること。

なお、常時監視するにあたっては、電気設備の技術基準の解釈(20130215商局第4号)第47条の2及び第48条に定める各項目に準じたものであること。

(新設)

(新設)

ニ 保安組織が通報を受けた場合において、事態の緊急性により必要と認めるときは、速やかに統括事業場において保安管理業務を指揮する電気主任技術者(以下3.において「統括電気主任技術者」という。)に通報できる体制を確保していること。

ホ・ヘ (略)

② (略)

(新設)

て「担当技術者」という。)として、被統括事業場の規模に応じた知識及び技能を有する者を確保していること。ただし、設置者等以外の者から確保するときは、①ロただし書の規定によること。

ロ 担当技術者が常時勤務する事務所（以下この③において「担当技術者駐在所」という。）は、被統括事業場に2時間以内に到達できるところにあること。

ハ 統括事業場、担当技術者駐在所及び当該担当技術者に係る被統括事業場（送電線路又は配電線路を管理する事業場にあつては、当該送電線路又は配電線路を設置する場所を含む。）が、一の一般送配電事業者又は配電事業者の供給区域内にあること。

ニ ①ハの規定に基づく統括事業場による被統括事業場の監視に加え、担当技術者駐在所は、被統括事業場について次の（イ）又は（ロ）による監視を行い、異常が生じた場合に保安組織に通報する体制を確保していること。

（イ）被統括事業場が電気設備の技術基準の解釈第47条第1項若しくは第47条の2第1項に規定する発電所又は第48条第1項に規定する変電所である場合においては、その種類に応じ、担当技術者を技術員と、担当技術者駐在所を制御所（被統括事業場が変電所である場合にあつては、変電制御所）とみなして、電気設備の技術基準の解釈第47条、第47条の2又は第48条の規定を適用したものであること。

（ロ）被統括事業場が当該需要設備又はこれと同一の構内において常時監視をしない需要設備である場合においては、電気設備の技術基準の解釈第48条第3号（ト及びチを除く。）の規定を準用したものであること。この場合において、「監視制御方式に応じ48-2表に規定する場所等」とあるのは「担当技術者」と、「全屋外式変電所以外の変電所にあつては、火災」とあるのは「火災」と読み替えるものとする。

ホ 事態の緊急性により必要と認めるときは、速やかに担当技術者が統括電

気主任技術者に通報できる体制を確保していること。

へ 異常が生じた場合において、緊急の対応が必要なときは、夜間、休日等であっても常に、統括電気主任技術者の指示の下に担当技術者が適切な措置を行う体制を確保していること。

ト 担当技術者に対する保安教育、災害その他非常の場合に統括電気主任技術者、担当技術者及び保安組織が採るべき措置並びにサイバーセキュリティの確保のために必要な措置について、保安規程に規定していること。

④ 統括電気主任技術者の執務の状況が次に掲げる要件の全てに適合すること。

イ (略)
(削る)

ロ (略)

⑤ ①から④までに係る事項が保安規程に適切に反映されていること。

(直接統括する事業場のダム水路主任技術者の選任)

(2) (略)

① 統括事業場において、保安組織が次に掲げる要件の全てに適合すること。

イ 設置者等の中から、統括事業場において被統括事業場の保安管理業務を指揮するダム水路主任技術者（以下（2）において「統括ダム水路主任技術者」という。）を選任していること。

ロ (略)

ハ 統括事業場は、被統括事業場について遠隔監視装置等により監視を行い、異常が生じた場合に保安組織に通報する体制を確保していること。

ニ 保安組織が通報を受けた場合において、事態の緊急性により必要と認めるときは、速やかに統括ダム水路主任技術者に通報できる体制を確保していること。

③ 統括電気主任技術者の執務の状況が次に掲げる要件の全てに適合すること。

イ (略)

ロ 被統括事業場は、統括事業場から2時間以内に到達できる場所にあること。

ハ (略)

④ ①から③までに係る事項が保安規程に適切に反映されていること。

(新設)

(2) (略)

① 統括事業場において、保安組織が次に掲げる要件の全てに適合すること。

イ 設置者等の中から、被統括事業場の規模に応じた知識及び保安経験を有する者を、統括事業場に確保していること。

ロ (略)

ハ 統括事業場は、被統括事業場を遠隔監視装置等により監視を行い、異常が生じた場合に保安組織に通報する体制を確保していること。

ニ 保安組織が通報を受けた場合において、事態の緊急性により必要と認めるときは、速やかに統括事業場において保安管理業務を指揮するダム水路主任技術者（以下3.において「統括ダム水路主任技術者」という。）に通報できる体制を確保していること。

ホ・ヘ (略)

② (略)

③ 被統括事業場は、同一水系又は近傍水系であつて、かつ、次に掲げる要件の全てに該当するものを除き、統括事業場から2時間以内に到達できるところにあること。

イ 統括事業場からの到達時間が2時間を超える被統括事業場を専ら担当する技術者（以下この③において「担当技術者」という。）を確保していること。ただし、設置者等以外の者から確保するときは、①ロただし書の規定に基づいていること。

ロ 担当技術者が常時勤務する事務所（以下この③において「担当技術者駐在所」という。）は、被統括事業場から2時間以内に到達できるところにあること。

ハ ①ハの規定に基づく統括事業場による被統括事業場の監視に加え、担当技術者駐在所は、被統括事業場について遠隔監視装置等により監視を行い、異常が生じた場合に通報を受ける体制を確保していること。

ニ 保安組織が通報を受けた場合において、事態の緊急性により必要と認めるときは、速やかに担当技術者が統括ダム水路主任技術者に通報できる体制を確保していること。

ホ 異常が生じた場合において、緊急の対応が必要なときは、夜間、休日等であっても常に、統括ダム水路主任技術者の指示の下に担当技術者が適切な措置を行う体制を確保していること。

ヘ 担当技術者に対する保安教育、災害その他非常の場合に統括ダム水路主任技術者、担当技術者及び保安組織が採るべき措置並びにサイバーセキュリティの確保のために必要な措置について、保安規程に規定していること。

④ 統括ダム水路主任技術者の執務の状況が次に掲げる要件の全てに適合すること。

ホ・ヘ (略)

② (略)

(新設)

③ 統括ダム水路主任技術者の執務の状況が次に掲げる要件の全てに適合すること。

<p>イ (略)</p> <p>(削る)</p> <p>ロ (略)</p> <p>⑤ (略)</p>	<p>イ (略)</p> <p><u>ロ 被統括事業場は、同一水系又は近傍水系であつて、かつ、統括事業場から2時間以内に到達できるところにあること。</u></p> <p>ハ (略)</p> <p>④ (略)</p>
<p>4. 規則第52条第2項の承認は、次の基準により行うものとする。</p> <p>(自家用電気工作物に接続する電線路)</p> <p>(1) 規則第52条第2項第1号から第4号までのいずれかの事業場に接続する電線路(電圧7,000ボルト以下で連系等をするもので、当該事業場から電力系統に<u>連系し、若しくは当該事業場から同一設置者が設置する他の電気工作物に接続するために当該事業場の構外にわたるもの又は当該事業場から当該事業場と同一敷地内にある他の電気工作物に接続するためのものに限る。</u>)であつて、保安上支障がないと認められるものについては、当該事業場の一部として取り扱うこととする。</p> <p>なお、規則第52条の2第1号ニ及び第2号ハの算定方法等並びに規則第53条第2項第5号の頻度については、それぞれ平成15年経済産業省告示第249号第3条及び第4条に掲げる当該事業場の算定方法等及び点検頻度に準ずることとする。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(委託契約書に明記された者による保安管理業務の実施等)</p> <p>(7) 規則第53条第2項第5号の「電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関し、設置者及び委託契約の相手方の相互の義務及び責任その他必要事項が委託契約に定められていること」は、次に掲げる全ての事項を委託契約書等から確認できることとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 月次点検を、次に掲げる要件の全てに従つて行うこと。</p> <p>なお、告示第4条第4号に規定する太陽電池発電所(告示第4条第4号の</p>	<p>4. 規則第52条第2項の承認は、次の基準により行うものとする。</p> <p>(自家用電気工作物に接続する電線路)</p> <p>(1) 規則第52条第2項第1号から第3号までのいずれかの事業場に接続する電線路(電圧7,000ボルト以下で連系等をするもので、当該事業場から電力系統に<u>連系するためのもの又は当該事業場から同一設置者が設置する他の電気工作物に接続するためのものに限る。</u>)が当該事業場の構外にわたる場合であつて、保安上支障がないと認められるものについては、当該事業場の一部として取り扱うこととする。</p> <p>なお、規則第52条の2第1号ニ及び第2号ハの算定方法等並びに規則第53条第2項第5号の頻度については、それぞれ平成15年経済産業省告示第249号第3条及び第4条に掲げる当該事業場の算定方法等及び点検頻度に準ずることとする。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(委託契約書に明記された者による保安管理業務の実施等)</p> <p>(7) 規則第53条第2項第5号の「電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関し、設置者及び委託契約の相手方の相互の義務及び責任その他必要事項が委託契約に定められていること」は、次に掲げる全ての事項を委託契約書等から確認できることとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 月次点検を、次に掲げる要件の全てに従つて行うこと。</p> <p>なお、告示第4条第4号に規定する太陽電池発電所(告示第4条第4号の</p>

2及び第4号の3に規定する受変電設備を除く。以下②において同じ。)又は告示第4条第8号ロに規定する需要設備に係る月次点検については、電気管理技術者等が当該設備の設置場所(以下「現地」という。)と異なる場所(以下「遠隔地」という。)から適確に行える場合にあっては、現地又は遠隔地のいずれかで行うことができるものとする。このうち、告示第4条第8号ロに規定する需要設備にあっては、遠隔地から適確に点検を実施できるような措置した需要設備として別紙に定める要件を満たすものであることとし、3月に1回以上を現地で行わなければならない。また、遠隔地で点検を実施する場合にあっては、その旨を保安規程に規定すること。

イ～ハ (略)

③～⑥ (略)

(8)・(9) (略)

(過疎地域等の自家用電気工作物に対する措置)

(10)申請に係る自家用電気工作物が過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項に規定する過疎地域(以下「過疎地域」という。)、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域(以下「離島振興対策実施地域」という。)又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第3号に規定する離島(以下「離島」という。)に設置される場合には、当該申請の審査に当たっては保安管理業務の円滑かつ適切な実施に支障が生じないよう配慮することとする。

(高圧一括受電するマンションにおける住居部分及び家庭用燃料電池設備の点検)

(11)高圧一括受電するマンションの保安管理を外部委託により行う場合にあっては、住居部分(その住居部分で使用する電気を電気供給事業者から直接受電するとした場合に、その電気工作物が法第57条に規定する調査の対象となるものに限る。)の点検は、(7)②及び③にかかわらず、4年に1回(住居部分が「一般用電気工作物の定期調査の方法に関する基本的な要件及

2及び第4号の3に規定する受変電設備を除く。以下②において同じ。)又は告示第4条第8号ロに規定する需要設備に係る月次点検については、電気管理技術者等が当該設備の設置場所(以下「現地」という。)と異なる場所(以下「遠隔地」という。)から適確に行える場合にあっては、現地又は遠隔地のいずれかで行うことができるものとする。このうち、告示第4条第8号ロに規定する需要設備にあっては、3月に1回以上を現地で行わなければならない。また、遠隔地で点検を実施する場合にあっては、その旨を保安規程に規定すること。

イ～ハ (略)

③～⑥ (略)

(8)・(9) (略)

(過疎地域等の自家用電気工作物に対する措置)

(10)申請に係る自家用電気工作物が過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域(以下「過疎地域」という。)、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域(以下「離島振興対策実施地域」という。)又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第3号に規定する離島(以下「離島」という。)に設置される場合には、当該申請の審査に当たっては保安管理業務の円滑かつ適切な実施に支障が生じないよう配慮することとする。

(高圧一括受電するマンションにおける住居部分及び家庭用燃料電池設備の点検)

(11)高圧一括受電するマンションの保安管理を外部委託により行う場合にあっては、住居部分(その住居部分で使用する電気を電気供給事業者から直接受電するとした場合に、その電気工作物が法第57条に規定する調査の対象となるものに限る。)の点検は、(7)②及び③にかかわらず、4年に1回(住居部分が「一般用電気工作物の定期調査の方法に関する基本的な要件及

<p>び標準的な調査項目について」（平成15・12・19原院第12号）3. に該当する場合には1年に1回）以上の頻度で行うことをもって足りるものとする。</p> <p>また、各住居部分と直接に電氣的に接続されている家庭用燃料電池発電設備（以下「当該燃料電池発電設備」という。）の点検は、次の①から⑤までに掲げる要件に適合する場合に限り、（7）②及び③にかかわらず、4年に1回（住居部分が「一般用電気工作物の定期調査の方法に関する基本的な要件及び標準的な調査項目について」3. に該当する場合には1年に1回）以上の頻度で行うことをもって足りるものとする。この場合の点検においては、外観点検、漏電遮断器の動作確認並びに当該燃料電池発電設備を製造、販売した者その他の当該燃料電池発電設備の構造及び性能に精通する者（以下「機器販売事業者等」という。）による整備記録の確認も併せて行うこと。</p> <p>① （略） （削る）</p> <p>②・③ （略）</p> <p>④設置者又は設置者から委託を受けた機器販売事業者等によって、②の整備記録が適切に保管されていること。</p> <p>⑤ （略）</p>	<p>び標準的な調査項目について」（平成15・12・19原院第12号）3. に該当する場合には1年に1回）以上の頻度で行うことをもって足りるものとする。</p> <p>また、各住居部分と直接に電氣的に接続されている家庭用燃料電池発電設備（以下「当該燃料電池発電設備」という。）の点検は、次の①から⑥に掲げる要件に適合する場合に限り、（7）②及び③にかかわらず、4年に1回（住居部分が「一般用電気工作物の定期調査の方法に関する基本的な要件及び標準的な調査項目について」3. に該当する場合には1年に1回）以上の頻度で行うことをもって足りるものとする。この場合の点検においては、外観点検、漏電遮断器の動作確認並びに当該燃料電池発電設備を製造、販売した者その他の当該燃料電池発電設備の構造及び性能に精通する者（以下「機器販売事業者等」という。）による整備記録の確認も併せて行うこと。</p> <p>① （略）</p> <p>②<u>当該燃料電池発電設備と直接に電氣的に接続されている住居部分から、高圧一括受電するマンション構内への電気の潮流が発生しないこと。</u></p> <p>③・④ （略）</p> <p>⑤設置者又は設置者から委託を受けた機器販売事業者等によって、③の整備記録が適切に保管されていること。</p> <p>⑥ （略）</p>
<p><u>別紙</u></p> <p><u>1. 本内規4.（7）②の遠隔地から適確に点検を実施できるよう措置した需要設備の要件</u></p> <p><u>本内規4.（7）②の遠隔地から適確に点検を実施できるよう措置した需要設備の要件を次のとおり定める。</u></p> <p><u>当該需要設備の点検のために（1）に規定する要件を満たす情報収集機器及び</u></p>	<p>（新設）</p>

(2) に規定する要件を満たす情報伝送のための通信機器を使用するものであって、これらの機械器具等がそれぞれ (1) (③を除く。) 及び (2) に規定する要件を満たすことについて、(3) に規定する要件を満たす機関による告示第4条第8号ロに規定する第三者認証を取得したものであること。

(1) 情報収集機器

情報収集機器は、次の①から③までの全ての要件を満たすものであること。

① 次のイからホまでの全ての要件を満たすカメラを使用し、キュービクル式の受電設備若しくは変電設備の中に施設するものであること又はこれと同等以上の点検ができることが認められるものであること。

イ 施設された環境において発生する振動等の影響による位置ずれや脱落等がないように堅牢に取り付けたものであること。

ロ 任意の時間に撮影画像をデジタル信号として出力できるものであること。

ハ 高圧用の断路器、遮断器、負荷開閉器、変圧器、計器用変成器（零相変流器を含む。）、調相設備及び避雷器であって、受電設備又は変電設備の中に設置されているものについて、それぞれ少なくとも一方向から見た場合において、電路を引き出す部分（製品として当該部分が隠ぺい場所に施設されているものを除く。）及び本体の大半を撮影できるものであること。

ニ 画素数が300万画素以上のカラー画像であること。

ホ 撮影の際、撮影箇所への照度が200ルクス以上となるよう必要な光源が点灯するものであること。

② 受電設備の主遮断装置の近傍の電路における電圧及び電流の値が確認できるものであること。

③ 電気管理技術者等と協議の上で、異常な熱を検知する物を施設するものであること。

(2) 情報伝送のための通信機器

情報伝送のための通信機器は、当該受電設備又は変電設備に係る低圧電路の絶縁監視装置において使用するものを用いることができることとし、これを用いない場合にあつては、制御系ネットワーク（当該受電設備又は変電設備の制御に係るものを除く。）から独立した構成とできるものであること。

(3) 告示第4条第8号ロに規定する第三者認証を行う機関

告示第4条第8号ロに規定する第三者認証を行う機関は、機械器具等のうち、情報収集機器及び情報伝送のための通信機器がそれぞれ（1）（3を除く。）及び（2）の要件を満たすものであることの認証（以下単に「認証」という。）を行うこととし、次の①から⑧までの全ての要件を満たすものであること。

- ① 一般社団法人又は一般財団法人であること。
- ② 法又は法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者が役員にいないこと。
- ③ 規則第52条第2項に規定する保安全管理業務に係る事業者又はその構成員である者が、役員にいないこと。
- ④ 認証の業務を行う部門に管理者を置くこと。
- ⑤ 認証の業務の管理及び精度の確保に関する文書が作成されていること。
- ⑥ ⑤に掲げる文書に記載されたところに従い、認証の業務の管理及び精度の確保を行う部門又は組織を置くこと。
- ⑦ 受電設備又は変電設備に取り付ける情報収集機器及び情報伝送のための通信機器の選定並びに情報収集機器の適正な取付の認証について、規約等を定めていること。
- ⑧ 情報収集機器の適正な取付について、当該機関の職員が製造事業者の工場等又は需要設備の設置場所において認証できる体制を構築していること。
ただし、既に認証した情報収集機器と同一の型式の情報収集機器を当該認

証のときと同一の型式の受電設備又は変電設備の同一の位置に取り付ける場合にあっては、この限りではない。

⑨ 全国の認証を受けることを希望する者に対し認証の業務を公正に行うことができる体制を有していること。

⑩ 認証の業務を行うための6人以上の委員で構成された委員会を設置し、その3分の2以上に、当該機関の構成員以外の者のうちから、学校教育法による大学又は高等専門学校において電気工学に関する学科又は課程を修めて卒業した者（当該学科又は課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）をあてること。

⑪ 認証の業務に関する事項で次に掲げるものを記載した帳簿を備え付け、認証を行った日からこれを5年間保存すること。

イ 認証の申請をした者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）

ロ 認証の申請を受けた年月日

ハ 機械器具等の形状、構造、材質、成分及び性能の概要

ニ 情報収集機器及び情報伝送のための通信機器がそれぞれ（1）（③を除く。）及び（2）の要件の全部又は一部を満たすものであることの認証をした日

ホ ニの認証をした者の氏名

ヘ 認証の有無（認証をしない場合にあっては、その理由を含む。）

ト 認証の有無を通知した日

⑫ ①から⑪までの要件を満たすことについて、毎年度産業保安グループ電力安全課の確認を受けたものであること。

附 則（20220613保局第1号）

この規程は、令和4年6月22日から施行する。